

平成26年度の 青森支部の健康保険料率は据え置きますが 介護保険料率が変わります

協会けんぽの健康保険料率については、昨年、健康保険法等が改正されたことを踏まえ、準備金を取り崩すことにより据え置きます。

一方、介護保険については、介護給付費が年々増加していることに伴い、協会けんぽが負担しなければならない額（介護納付金）も増加し、このままでは700億円を超える赤字が見込まれるため、介護保険料率については本年3月分（4月納付分）より引上げをお願いせざるを得なくなりました。

厳しい経済状況の中ではありますが、加入者・事業主の皆さまには、このようなご負担につきまして、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

健康保険料率

現行

10.00%

平成26年3月分（4月納付分）から

据え置き

介護保険料率

現行

1.55%

平成26年3月分（4月納付分）から

1.72%

- 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
- 変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、3月分（4月納付分）からとなります。また、賞与については、支給日が3月1日分からとなります。

特定保険料率・ 基本保険料率とは

健康保険料率（10.00%）のうち、5.93%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、4.07%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

※健康保険料率は平成25年度と変わりませんが、基本保険料率・特定保険料率の比率は変わります。

介護保険制度・ 介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みであり、公費（税金）や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者（介護保険第2号被保険者）の介護保険料（労使折半）等により支えられています。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。

★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

協会けんぽは、引き続き、国をはじめ関係方面に強く訴えてまいります。

協会けんぽに対する国庫補助率の引上げ 高齢者医療をはじめとした医療保険制度の見直し

平成26年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率：平成24年3月分～ 適用
 ・厚生年金保険料率：平成25年9月分～平成26年8月分 適用
 ・介護保険料率：平成26年3月分～ 適用
 ・児童手当拠出金率：平成24年4月分～ 適用

(青森県)

(単位:円)

標準報酬			報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料（厚生年金基金加入員を除く）			
					介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般の被保険者等		坑内員・船員	
					10.00%		11.72%		17.120%※		17.440%※	
等級	月額	日額			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	1,930	円以上	円未満								
2	68,000	2,270	～	63,000	5,800.0	2,900.0	6,797.6	3,398.8				
3	78,000	2,600	63,000	～ 73,000	6,800.0	3,400.0	7,969.6	3,984.8				
4	88,000	2,930	73,000	～ 83,000	7,800.0	3,900.0	9,141.6	4,570.8				
5(1)	98,000	3,270	83,000	～ 93,000	8,800.0	4,400.0	10,313.6	5,156.8				
6(2)	104,000	3,470	93,000	～ 101,000	9,800.0	4,900.0	11,485.6	5,742.8	16,777.60	8,388.80	17,091.20	8,545.60
7(3)	110,000	3,670	101,000	～ 107,000	10,400.0	5,200.0	12,188.8	6,094.4	17,804.80	8,902.40	18,137.60	9,068.80
8(4)	118,000	3,930	107,000	～ 114,000	11,000.0	5,500.0	12,892.0	6,446.0	18,832.00	9,416.00	19,184.00	9,592.00
9(5)	126,000	4,200	114,000	～ 122,000	11,800.0	5,900.0	13,829.6	6,914.8	20,201.60	10,100.80	20,579.20	10,289.60
10(6)	134,000	4,470	122,000	～ 130,000	12,600.0	6,300.0	14,767.2	7,383.6	21,571.20	10,785.60	21,974.40	10,987.20
11(7)	142,000	4,730	130,000	～ 138,000	13,400.0	6,700.0	15,704.8	7,852.4	22,940.80	11,470.40	23,369.60	11,684.80
12(8)	150,000	5,000	138,000	～ 146,000	14,200.0	7,100.0	16,642.4	8,321.2	24,310.40	12,155.20	24,764.80	12,382.40
13(9)	160,000	5,330	146,000	～ 155,000	15,000.0	7,500.0	17,580.0	8,790.0	25,680.00	12,840.00	26,160.00	13,080.00
14(10)	170,000	5,670	155,000	～ 165,000	16,000.0	8,000.0	18,752.0	9,376.0	27,392.00	13,696.00	27,904.00	13,952.00
15(11)	180,000	6,000	165,000	～ 175,000	17,000.0	8,500.0	19,924.0	9,962.0	29,104.00	14,552.00	29,648.00	14,824.00
16(12)	190,000	6,330	175,000	～ 185,000	18,000.0	9,000.0	21,096.0	10,548.0	30,816.00	15,408.00	31,392.00	15,696.00
17(13)	200,000	6,670	185,000	～ 195,000	19,000.0	9,500.0	22,268.0	11,134.0	32,528.00	16,264.00	33,136.00	16,568.00
18(14)	220,000	7,330	195,000	～ 210,000	20,000.0	10,000.0	23,440.0	11,720.0	34,240.00	17,120.00	34,880.00	17,440.00
19(15)	240,000	8,000	210,000	～ 230,000	22,000.0	11,000.0	25,784.0	12,892.0	37,664.00	18,832.00	38,368.00	19,184.00
20(16)	260,000	8,670	230,000	～ 250,000	24,000.0	12,000.0	28,128.0	14,064.0	41,088.00	20,544.00	41,856.00	20,928.00
21(17)	280,000	9,330	250,000	～ 270,000	26,000.0	13,000.0	30,472.0	15,236.0	44,512.00	22,256.00	45,344.00	22,672.00
22(18)	300,000	10,000	270,000	～ 290,000	28,000.0	14,000.0	32,816.0	16,408.0	47,936.00	23,968.00	48,832.00	24,416.00
23(19)	320,000	10,670	290,000	～ 310,000	30,000.0	15,000.0	35,160.0	17,580.0	51,360.00	25,680.00	52,320.00	26,160.00
24(20)	340,000	11,330	310,000	～ 330,000	32,000.0	16,000.0	37,504.0	18,752.0	54,784.00	27,392.00	55,808.00	27,904.00
25(21)	360,000	12,000	330,000	～ 350,000	34,000.0	17,000.0	39,848.0	19,924.0	58,208.00	29,104.00	59,296.00	29,648.00
26(22)	380,000	12,670	350,000	～ 370,000	36,000.0	18,000.0	42,192.0	21,096.0	61,632.00	30,816.00	62,784.00	31,392.00
27(23)	400,000	13,330	370,000	～ 395,000	38,000.0	19,000.0	44,536.0	22,268.0	65,056.00	32,528.00	66,272.00	33,136.00
28(24)	440,000	14,670	395,000	～ 425,000	41,000.0	20,500.0	48,052.0	24,026.0	70,192.00	35,096.00	71,504.00	35,752.00
29(25)	470,000	15,670	425,000	～ 455,000	44,000.0	22,000.0	51,568.0	25,784.0	75,328.00	37,664.00	76,736.00	38,368.00
30(26)	500,000	16,670	455,000	～ 485,000	47,000.0	23,500.0	55,084.0	27,542.0	80,464.00	40,232.00	81,968.00	40,984.00
31(27)	530,000	17,670	485,000	～ 515,000	50,000.0	25,000.0	58,600.0	29,300.0	85,600.00	42,800.00	87,200.00	43,600.00
32(28)	560,000	18,670	515,000	～ 545,000	53,000.0	26,500.0	62,116.0	31,058.0	90,736.00	45,368.00	92,432.00	46,216.00
33(29)	590,000	19,670	545,000	～ 575,000	56,000.0	28,000.0	65,632.0	32,816.0	95,872.00	47,936.00	97,664.00	48,832.00
34(30)	620,000	20,670	575,000	～ 605,000	59,000.0	29,500.0	69,148.0	34,574.0	101,008.00	50,504.00	102,896.00	51,448.00
35	650,000	21,670	605,000	～ 635,000	62,000.0	31,000.0	72,664.0	36,332.0	106,144.00	53,072.00	108,128.00	54,064.00
36	680,000	22,670	635,000	～ 665,000	65,000.0	32,500.0	76,180.0	38,090.0	※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険の保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。			
37	710,000	23,670	665,000	～ 695,000	68,000.0	34,000.0	79,696.0	39,848.0				
38	750,000	25,000	695,000	～ 730,000	71,000.0	35,500.0	83,212.0	41,606.0				
39	790,000	26,330	730,000	～ 770,000	75,000.0	37,500.0	87,900.0	43,950.0	厚生年金基金に加入する ・一般の被保険者の方 …12.120%～14.720% ・坑内員の被保険者の方…12.440%～15.040%			
40	830,000	27,670	770,000	～ 810,000	79,000.0	39,500.0	92,588.0	46,294.0				
41	880,000	29,330	810,000	～ 855,000	83,000.0	41,500.0	97,276.0	48,638.0				
42	930,000	31,000	855,000	～ 905,000	88,000.0	44,000.0	103,136.0	51,568.0	加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。			
43	980,000	32,670	905,000	～ 955,000	93,000.0	46,500.0	108,996.0	54,498.0				
44	1,030,000	34,330	955,000	～ 1,005,000	98,000.0	49,000.0	114,856.0	57,428.0				
45	1,090,000	36,330	1,005,000	～ 1,055,000	103,000.0	51,500.0	120,716.0	60,358.0				
46	1,150,000	38,330	1,055,000	～ 1,115,000	109,000.0	54,500.0	127,748.0	63,874.0				
47	1,210,000	40,330	1,115,000	～ 1,175,000	115,000.0	57,500.0	134,780.0	67,390.0				
					121,000.0	60,500.0	141,812.0	70,906.0				

◆介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(10.00%)に介護保険料率(1.72%) が加わります。

◆等級欄の（ ）内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

5(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「101,000円未満」と読み替えてください。

34(30)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替えてください。

◆平成26年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

○被保険者負担分（表の折半額の欄）に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。

また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険と児童手当拠出金の場合は月間150万円となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当等の支給に要する費用の一部として児童手当拠出金を全額負担いただくことになります。この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(0.15%)を乗じて得た額の総額となります。